

定款に記載 の事業名	事業・活動内容	実施日時
(1) 患者や近親者に 甲状腺眼症やその治療 に関する情報を提供す る事業	甲状腺眼症勉強会開催	2022年3月6日
	ホームページ上での情報提供	通年
(2) 甲状腺眼症の 患者や近親者の親睦 および交流を深める 事業	オンライン交流会開催	2021年7月10日
	オンライン交流会開催	2021年11月20日
	オンライン交流会開催	2022年2月19日
	交流・情報交換用スペースの運営	通年
(3) 患者が甲状腺 眼症の適切な診断・ 治療を受けること ができるように、また それらを保 険適用で受けること ができるようにする ために社会に働きか ける事業	<p>甲状腺眼症に対する眼窩減圧術について下記を要望する要望書を厚生労働省に提出。</p> <p>■全国一律で全ての術式の眼窩減圧術をK235眼窩内腫瘍摘出術(深在性)とする</p>	2021年4月16日
	<p>以下に対して異議を申し立てる公開異議申立書を社会保険診療報酬支払基金 本部に提出。</p> <p>■社会保険診療報酬支払基金 東京支部が、銀座のクリニックで行われている甲状腺眼症に対する眼窩減圧術を査定し、K235眼窩内腫瘍摘出術(深在性)からK234 眼窩内腫瘍摘出術(表在性)へと変更した</p>	2021年5月13日
	<p>厚生労働省 大臣官房審議官 横幕章人さまと面会し、陳情書を提出し、下記①②を要望し、③の状況を訴え善処を求める。</p> <p>①全国一律で全ての術式の甲状腺眼症に対する眼窩減圧術をK 235眼窩内腫瘍摘出術(深在性)の適用とすること。</p> <p>②日帰りステロイドパルスや眼へのステロイド注射等の甲状腺眼症に対する非標準的治療を引き続き保険適用とし、かつ新規にそれらの治療が開始される都道府県で保険適用とすること。</p> <p>③甲状腺眼症に対する眼窩減圧術の保険適用が都道府県により異なること、術式により異なること、同じ都道府県で同じ術式でも医療機関により異なること。</p>	2021年7月1日

2021年度事業報告書

	社会保険診療報酬支払基金東京支部による銀座のクリニックの眼窩減圧術の査定に抗議し、「抗議状および公開質問状」を以下の宛先に送付。 ・社会保険診療報酬支払基金東京支部 支部長 藤井 正則 様	2021年8月23日
	社会保険診療報酬支払基金東京支部による銀座のクリニックの眼窩減圧術の査定の撤回を求め、陳情書を以下の宛先に送付。 ・東京都眼科医会 会長 福下 公子 様	2022年1月24日
	「甲状腺眼症の治療に用いるテプロツムマブの早期承認に関する要望書」を日本医師会に提出	2022年2月27日
	啓蒙活動	通年
	取材協力等	適宜
(4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	オンラインPR会開催	2021年9月21日
	オンライン対談開催	2021年9月30日